

佐賀県学校生活協同組合
組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則

(目的)

第1条 佐賀県学校生活協同組合（以下、「学校生協」という。）の組合員及びその家族が、学校生協の事業を利用することに関して以下のとおり定めると共に、利用代金支払いに関しても以下のとおり定める。

(利用できる事業の範囲)

第2条 定款第6条に定める組合員は、学校生協が実施する全ての事業、指定店、契約指定店を利用することができる。

(利用限度額)

第3条 定款第6条に定める組合員の一回あたりの利用限度額を30万円（税別）とする。
2. 分割購入合計の限度額が本条の定めを超えるときには、学校生協は、組合員への供給を見送ることができるものとする。
3. 指定店、契約指定店と直接決済する場合には、本条の規定は適用しない。
4. この規則にかかわらず、なお利用を必要とする特別の事情がある場合には別途事前の協議を行う。

(支払方法)

第4条 定款第6条、組合員のうち県費職員以外の組合員の利用代金支払いは、原則として給与及び期末勤労手当から引去る賞与併用払いとする。ただし、給与及び期末勤労手当から引き去りできない場合は口座振替とする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。
2. 定款第6条、組合員のうち県費職員以外の組合員の利用代金支払いは、原則として口座振替とする。なお、口座登録手続き完了までは、指定の振込用紙にて支払うものとする。
3. 分割払いの方法は、本規則第6条（分割払い）の定める方法とする。
4. 学校生協指定店で住宅等の利用に際しては、当該指定店と直接決済することができる。

(支払回数)

第5条 支払回数は、原則として1回払いとするが、学校生協の了解を得た場合は分割払いを使用して支払うことができる。
2. 給与控除（引去り）の上限は、原則として1組合員あたり15万円とし、これを超える場合は直接本人に確認を行い、学校生協の判断にて支払方法の変更を組合員に要請することができる。
3. ボーナス払いについては1回払いのみとしボーナスのみの2回払いは認めない。

(分割払い)

第6条 分割で支払う場合の回数については、最高10回までと定める。
1. 10回以内の回数については双方で話し合いの上で決める事とする。
1回あたりの支払金額は原則5,000円以上とする。
2. 端数の金額は、初回の支払金額に繰り入れ、月々の支払いは100円単位の均等支払いとする。
3. ボーナス（賞与）月として、7月と12月の支払いは別途設定することができるが、月々の支払いに加算し、支払方法を変更することはできない。

(債権譲渡の承諾)

第7条 組合員は、指定店または契約指定店にて利用した代金が、学校生協に債権譲渡される場合があることを予め承諾するものとする。

(換金、転売等の目的外利用の禁止)

第8条 組合員及びその家族は、換金や転売等の学校生協事業の本来の目的から逸脱する不正又は不当な利用を行ってはならない。

(支払義務)

第9条 組合員は、利用代金を遅滞なく支払う義務を有するものとし、所定の期日を越えて入金されないときには、学校生協が代金の入金を確認するまで任意に事業利用の停止措置をとっても一切異議を述べないものとする。
2. ガソリン給油カードの利用については、所定の期日を含めてなお3ヶ月にわたって入金されないときには、ガソリン給油カードの利用を停止されても一切異議を述べないものとする。
3. 利用代金が所定の期日を越えてなお3ヶ月にわたって入金されないときには、学校生協は、次回請求時より所定の遅延損害金を加算することができるものとする。
4. 学校生協を窓口とする団体契約及び団体扱い、集団扱いの保険料が、所定の期日を越えて入金されないときには、保険会社の約款を適用して手続きを行うものとする。

(期限の利益の喪失)

第10条 組合員は利用代金の支払いを一回でも怠った場合には、学校生協からの通知・催告を要せずに、当然に期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(所有権の留保)

第11条 組合員が利用代金の支払いを完了するまでは、当該商品等の所有権は学校生協に留保されるものとする。

(事業の利用停止)

第12条 本規則第3条（利用限度額）の定め違反する場合には、学校生協は組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができるものとする。
2. 本規則第8条（換金、転売等の目的外利用の禁止）の事実が認められた場合、その他学校生協事業の不正・不当な利用の事実が認められた場合は、学校生協は、組合員に通知することなく事業の利用を直ちに停止することができる。
3. 本規則第9条（支払義務）第1項の定め違反する場合には、学校生協は、組合員に通知することなく直ちに事業の利用を停止することができる。

(事業の利用停止の解除)

第13条 本規則第12条（事業の利用停止）に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完済したときは、学校生協は、諸般の事情を検討した上で、事業の利用の停止を解除することができる。

(請求金額の確認)

第14条 組合員は、請求金額の確認を、毎月月末までに発行する請求明細（利用明細）書にて行うものとする。
2. 組合員は、請求明細（利用明細）書に疑義のある場合は遅滞なく学校生協に申し出るものとする。

(再請求手数料)

第15条 学校生協は、組合員の利用代金が、所定の期日（毎月21日）を越えても入金されず、再請求をする場合、再請求のための手数料を加算することができるものとする。
2. 前項に定める再請求手数料は、1回あたり100円（別途消費税加算）とする。
3. 前各項に定める手数料は、再請求をする都度に加算されるものとする。

(遅延損害金)

第16条 本規則第11条（支払義務）第3項に定める遅延損害金の率は、年率14.6%を上限として適用することができる。ただし、本規則第17条による再請求手数料があった場合は、当該手数料分の額を控除するものとする。
遅延損害金=遅延額（未払残高）×遅延損害金利率÷365日×遅延日数

(組合員資格喪失時の支払方法)

第17条 組合員がこの組合を脱退する場合は、利用代金の残額を直ちに一括して清算しなければならない。

(連帯保証人及び返済計画書)

第18条 本規則第4条（支払方法）、第5条（支払回数）、第6条（分割払い）、第9条（支払義務）に定める支払い方法を履行できないと学校生協が判断したときは、当該組合員は支払いの債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

(除名)

第19条 この規則にもかかわらず支払い義務の不履行が認められる場合には、定款第12条（除名）の定めにより総代会の議決によって除名することができる。

(協議解決)

第20条 この規則に関し、適用上の疑義が生じ、また定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と学校生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとする。

(合意管轄)

第21条 この規則に関わる一切の訴訟については、佐賀地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(周知)

第22条 この規則は、次に定める方法を適宜活用して周知するものとする。
①組合員への配付（機関紙等）
②ホームページへの記載
③事務所での掲示
④その他の学校生協が定める適切な方法

(本規則の変更)

第23条 学校生協は、サービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他学校生協事業の円滑な実施のため必要がある場合に、この規則を変更することができる。
2. 第1項の場合、学校生協は、この規則を変更する旨、変更後の規則の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に組合員に周知するものとする。
3. この規則の改廃は、理事会の決議にて行う。

附則

この規則は、2020年3月31日から施行する。

佐賀県学校生活協同組合共同購入事業約款

(目的)

第1条 この約款は、佐賀県学校生活協同組合（以下、「学校生活」といいます）の共同購入事業の利用（代金等の支払いを含む）に関するルールを定めます。

(事業の内容)

- 第2条 共同購入事業とは、商品チラシ及びカタログ（Web上の表示も含む）並びに注文書（以下、「商品チラシ等」といいます）により提供された商品情報を基に、注文に応じて商品及びチケット等の証券類（以下「商品等」といいます）を供給することをいいます。
- 2 災害、極度の悪天候、予期せぬ交通事情のトラブル、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により共同購入事業のサービスの全部または一部の提供を停止することがあります。この場合、既に受注した商品等の提供に関わる部分を除き、共同購入事業のサービスの提供の停止について、学校生活は責任を負わないものとします。
- 3 組合員が共同購入事業を12カ月間以上注文しなかった場合、または、組合員から共同購入事業の商品等チラシ等のお届け停止を希望する旨のお申し出があった場合は、学校生活は商品等チラシ等のお届けを停止することができます。

(利用)

- 第3条 組合員は、本約款及び関連規程の定めに従って、前条に定める共同購入事業のサービスを利用することができます。
- 2 組合員は、所定のWEBページにメールアドレス、学校名、氏名等の必要事項を入力し、送信することにより、WEB注文システムを利用することができます。
- 3 組合員は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等の事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく学校生活に届け出るものとします。

(商品等の注文)

第4条 商品等の注文は、次に定める中から組合員が選択した方法によって行うものとします。各方法による注文の締切時期など取扱いの詳細は学校生活が定めるところによります。

*注文書に、締切日・届け先・など記載

- ①支部担当者が学校より注文書を回収した場合
- ②郵送による注文書の提出
- ③電話による注文
- ④FAXによる注文
- ⑤WEB注文システムを利用したインターネット注文
- ⑥電子メールによる注文
- 2 商品等の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で学校生活が注文を承諾したものとし、売買契約が成立するものとします。
- ①郵送による注文書の場合は、学校生活が注文書を受領した時
- ②電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時
- ③FAXによる注文の場合は、注文書を学校生活が受信した時
- ④WEB注文システムを利用したインターネット注文の場合は、注文データを学校生活が受信した時
- ⑤電子メールによる注文の場合は、学校生活が電子メールを受信した時
- 3 次の場合は組合員本人による注文があったとみなします。
- ①組合員の氏名及び組合員番号が記載された注文書を学校から回収した場合
- ②組合員の氏名及び組合員番号が記載された注文書が郵送により提出された場合
- ③学校生活が定めた方法により組合員本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合
- ④組合員の氏名及び組合員番号を記載した注文書面をFAXで受信した場合
- ⑤組合員がメールアドレスを入力インターネット注文データを、学校生活が受信した場合
- ⑥組合員の氏名及び組合員番号の記載がある電子メールの注文を学校生活が受信した場合
- 4 組合員は、注文後7日以内であれば注文をキャンセルすることができます。8日経過以降に注文をキャンセルする場合は、別途学校生活と相談するものとします。

(利用制限)

- 第5条 転売、賃貸、質入れ及び商行為を目的とした商品等の購入は一切できません。
- 2 次の場合には、学校生活から、電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を任意に行うことができるものとします。
- ①1か月間の注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合。
- ②受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えることと生協が判断した場合。
- 3 共同購入事業の利用限度額は、別途に定める「組合員の事業利用と利用代金等支払いに関する規則」の範囲内とし、限度額の引き上げを希望する場合は別途学校生活と相談するものとします。

(利用停止)

- 第6条 利用停止とは、共同購入事業の商品チラシ等の配付、注文の受付、商品等のお届けを停止することを意味します。
- 2 共同購入事業の利用停止を希望する組合員は学校生活に連絡するものとし、学校生活はお申し出に従って利用停止を行います。
- 3 次の場合には、組合員からのお申し出がなくても学校生活側から任意に利用停止を行うことができるものとします。これに加えて、学校生活が必要と認めるときは、既に受けた注文に関して売買契約を任意に解除することができます。
- ①転売、賃貸、質入れ及び商行為を目的とした商品等の購入を行っていたことが判明した場合
- ②正当な理由なく繰り返し返品を行った場合
- ③未成年や高齢者である組合員から、商品等の種類・数量・金額等に関して適当でない注文が行われている等の理由に基づき、法定代理人、ご家族や行政担当者によるお申し出があった場合。
- ④利用者として口座名義人が異なる場合に口座名義人から引落し停止のお申し出があり、利用者に連絡しても連絡がつかない場合や登録口座やお支払方法を変更しただけでなかった場合
- ⑤商品等の代金等が所定の期日を越えて入金されない場合
- ⑥組合員本人又はご家族が過去に利用代金等の支払いを怠ったことがある場合など、代金等のお支払いに不安があると学校生活が判断した場合
- ⑦この約款等に定める学校生活の共同購入事業のサービスの利用条件に合わず、円滑な共同購入事業のサービスの提供が困難と想定されると学校生活が判断した場合
- ⑧過剰な要求など学校生活とのトラブルが多い場合、その他共同購入事業のサービスの円滑な提供に支障が想定されると学校生活が判断した場合
- 4 前項のほか、1か月の利用金額が利用限度額に達した場合も、商品チラシ等の配付や商品等の注文を任意に停止することができるものとします。この場合は、次の月に入ったときに共同購入事業のサービスを再開します。

(商品等のお届け)

第7条 商品等の配達場所は、①組合員の所属にお届けする「所属配達」、②組合員の自宅にお届けする「自宅配達」、③組合員が指定する「指定先配達」の3通りがあります。

2 学校生活は、配達場所に応じて、送料を申し受けます。

各、運送会社が定めた配送料金とする

- 3 所属配達の場合は、各所属先が商品等を受領した時に、引渡しが完了し所有権が移転するものとします。
- 4 自宅配達の場合は、各組合員が商品等を受領した時、指定先配達の場合は、各指定先が商品等を受領した時に、引渡しが完了し所有権が移転するものとします。

(商品等のお届けができない場合)

- 第8条 災害、極度の悪天候、予期せぬ交通事情のトラブル、事故、戦争・地域紛争、テロ、争議行為、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品等のお届けができない場合があります。
- 2 第1項の場合、学校生活の任意の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、学校生活の定めたルールによる代替品の提供によって対応することができるものとします。これらの事情については、原則としてお届け明細書、電話・FAX、電子メール等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等の返金等が発生する場合は、原則として代金等からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込又は、現金にての返金を行います。
- 3 第2項の対応のうち、代替品の提供について事前にご同意いただけない場合、組合員は、学校生活による代替品の提供から5日以内に代替品を返品することができます。この場合、注文した商品等は提供できなかったものとして、原則として代金等からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込又は、現金にて代金等の返金等を行います。
- 4 第1項・第2項・第3項による対応について、学校生活は原則として第2項・第3項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(お届けした商品等に問題がある場合)

- 第9条 お届けした商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品チラシ等と相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合は、原則として代金等からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込又は、現金にて代金等の返金等を行います。
- 2 第1項以外の場合でも、正月食品など特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品等について、納品が予定の時期より遅れた場合には、組合員は売買契約を解消し、学校生活からの連絡に沿って返品を行うことによって、原則として代金等からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込又は、現金にて代金等の返金等を受けることができます。
- 3 第1項・第2項による対応について、学校生活は、商品等により組合員に直接かつ現実に発生した損害がある場合を除き、第1項・第2項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(組合員の都合による返品)

第10条 第9条に定める場合を除き、次に掲げる商品等については返品することができません。

- ①食品
- ②植物、植物の種
- ③医薬品、化粧品、衛生用品
- ④チケット類
- ⑤複数の物品を一括して供給するセット商品等の一部（セット商品等全体を返品する場合は含みません）
- ⑥組合員の指定により製作・加工・名入れした商品等
- ⑦組合員がサイズを指定し加工した商品等

- 2 第9条に定める場合のほか、組合員は、第1項以外の商品等については、未開封かつ利用者によるキズ等がない場合に限り、お届け日から7日以内に学校生活に連絡することにより、返品することができます。
- 3 第1項・第2項によれば返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると学校生活が認めるときには、返品を受け付ける場合があります。
- 4 第1項・第2項・第3項により返品を受け付けた場合、原則として代金等からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込又は、現金にて代金等の返金等を行います。

(請求書)

第12条 請求書の金額その他の項目に疑義がある場合、期限までに支払いができない場合には、組合員はあらかじめ学校生活に連絡し、支払方法等を含む今後の対応について協議するものとします。

(利用代金等・遅延損害金等の支払方法)

第13条 学校生活が別途に定める「組合員の事業利用と利用代金等支払いに関する規則」によるものとする。

(協議解決)

第14条 この約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と学校生活が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

(管轄裁判所)

第15条 組合員と学校生活との間で裁判上の争いになったときは、学校生活の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(約款の変更)

- 第16条 学校生活は、共同購入事業のサービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他共同購入事業の円滑な実施のため必要がある場合に、この約款を変更することができます。
- 2 第1項の場合、学校生活は、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、組合員への周知を図ります。
- ①組合員への配付（機関紙等）
- ②ホームページへの記載
- ③事務所での掲示
- ④その他の学校生活が定める適切な方法

附 則

(施行期日)

この約款は、2020年3月31日から施行する。